

第3期山武市子ども・子育て支援事業計画 【骨子案】

令和7年度～令和11年度

令和6年10月
山武市

目次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨と基本事項	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況と課題	4
1 市の現状	4
2 児童人口の推計	9
3 ニーズ調査結果	10
4 子ども・子育て支援の課題	10
第3章 計画の基本的な考え方	11
1 基本理念	11
2 基本視点	12
3 基本目標	13
4 施策の体系	14
第4章 基本施策の展開	15
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	15
第6章 計画の推進	15
資料編	16

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨と基本事項

(1) 本市のこれまでの取組

本市は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度のスタートにあわせ、平成27年3月に「山武市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を策定し、子育て支援施策、教育・保育事業及び母子保健事業の総合的な展開を図ってきました。

また、令和2年3月に「第2期山武市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）を策定し、“次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ”を基本理念として、関連施策・事業のさらなる充実に努めてきました。

(2) 子ども・子育てを取り巻く国の動向

この間、国においては令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されることになり、令和5年4月に発足されています。そして、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

そのほか、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべてのこどもと子育てを応援」、「共働き・共育を応援」する施策が掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

(3) 計画策定の趣旨

このような状況の中、本市の第2期計画が令和6年度で終了することから、その実績や市民のニーズ等を踏まえた上で、国における関連法制度の改正等を踏まえつつ、「第3期山武市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本市は、新たな計画に基づき、家庭、地域、行政が一体となって、子育てに伴う喜びと次代への希望が実感できるような環境づくりを進めます。

2 計画の性格

本計画は、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を目的として、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定します。

また、本市の18歳未満のこどもと子育て家庭を対象に、市が取り組む次世代育成支援施策の目標や方向を示すものであり、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を含むものです。

さらに、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた、効果的な母子保健対策の推進施策を定めるものであり、国の成育医療等基本方針に基づく「成育医療等に関する計画」を含むものです。

そして、市の最上位計画である「山武市総合計画」をはじめ、地域福祉計画や障がい児福祉計画等保健・福祉・教育分野の関連計画や、県及び国の関連計画との連携・整合性を図るとともに、貧困家庭や障がい児等、社会生活を円滑に営む上で配慮を必要とするこどもや家庭を支援するための施策を含むものです。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

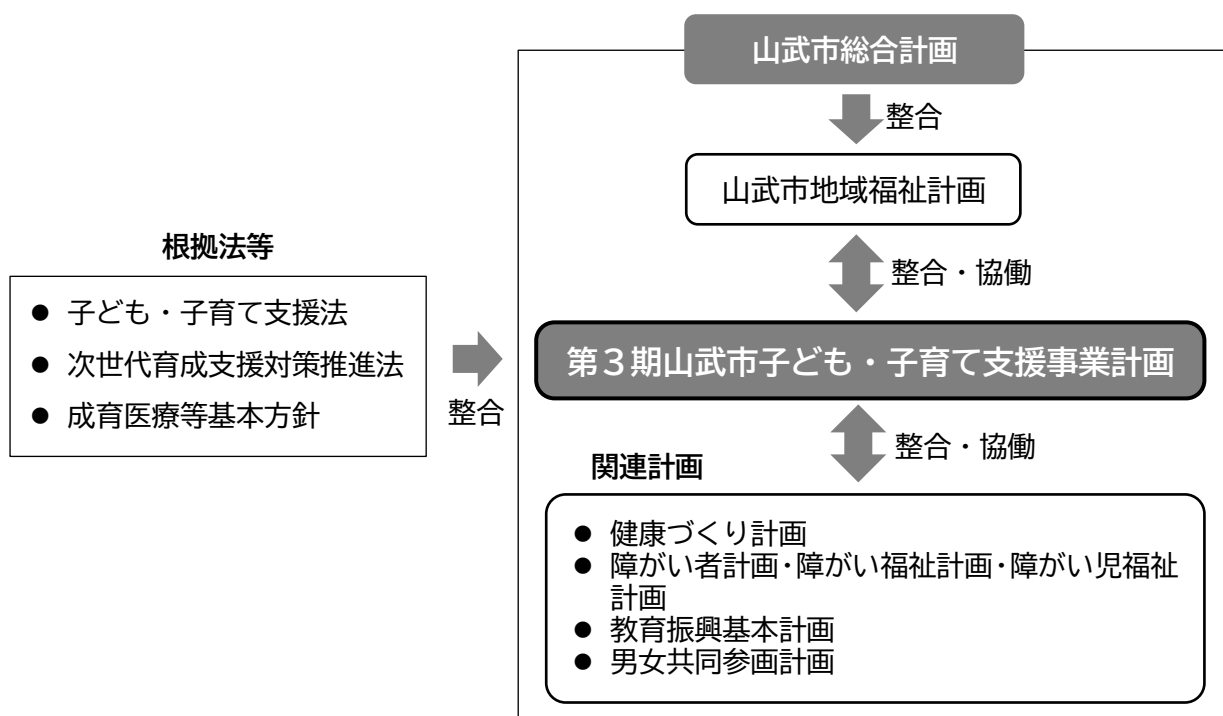
次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

成育医療等基本方針（成育医療等に関する計画）

- 1 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向
- 3 関係者の責務及び役割

地方公共団体は、（略）例えば、基本方針を踏まえた計画を策定し、実施することなどが考えられる。その上で、国は、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく地方公共団体の取組を推進するため、適切な支援を行う。



3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の総合的な達成状況の確認と見直しを行います。

また、計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合や計画内容に変更があった場合は、期間中であっても見直しを行うものとします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
本計画	→	第3期 計画策定	→	→	中間 見直し	→	改定	次期計画
第3次 山武市 総合計画	→	→	→	改定	次期計画	→	→	→

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況と課題

1 市の現状

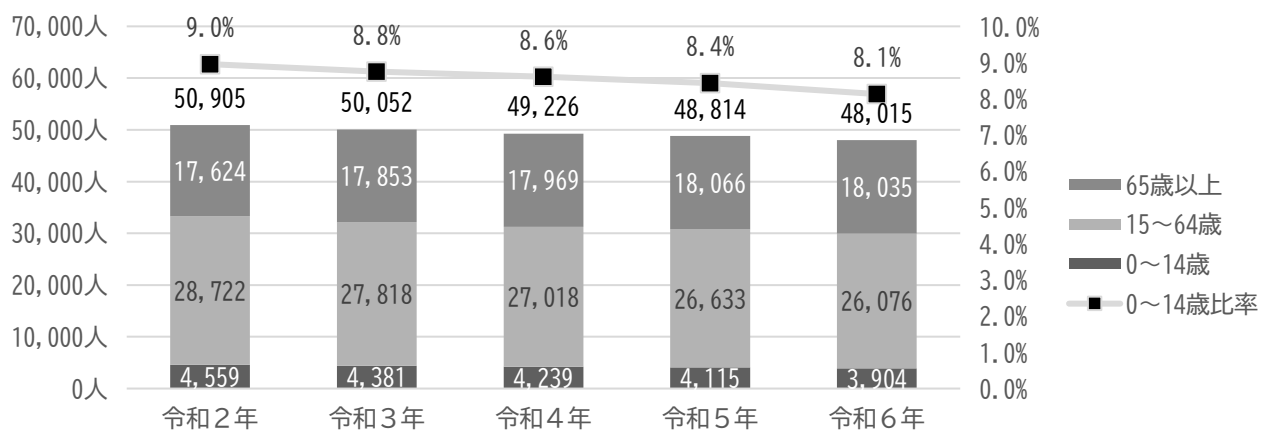
(1) 人口の動向

近年の本市の総人口は、令和6年4月1日現在 48,015 人で年々減少しています。

年齢3区分別人口は、0～14 歳（年少人口）と 15～64 歳（生産年齢人口）がいずれも減少傾向で、0～14 歳の比率は令和6年4月1日現在 8.1%と低下傾向で推移しています。

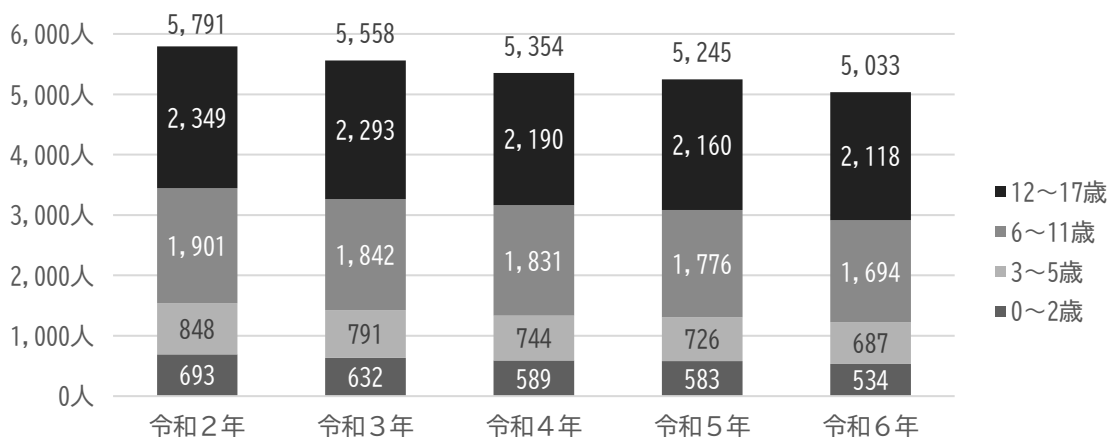
18 歳未満の児童人口は、令和6年4月1日現在 5,033 人となっており、いずれの年齢区分も減少傾向で推移しています。

■年齢3区分別人口及び0～14 歳比率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢区分別児童人口の推移



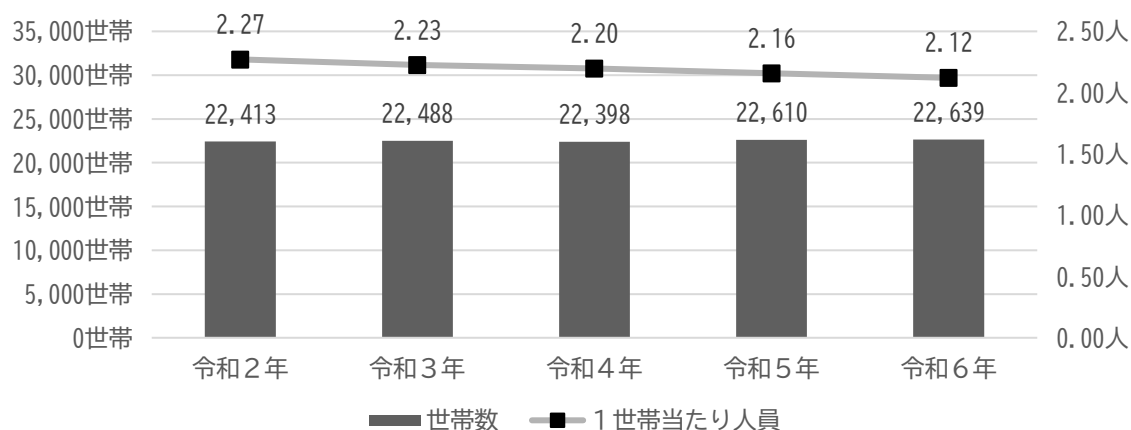
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数の動向

本市の世帯数は、令和6年4月1日現在 22,639 世帯で概ね増加傾向で推移しています。

一方、1世帯当たり人員は、令和6年4月1日現在 2.12 人となっており、総人口が減少していることから減少傾向で推移しています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯構成

本市のこどものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯のいずれも、核家族世帯が全体の約70%を占めています。

また、ひとり親世帯（男親とこどもから成る世帯及び女親とこどもから成る世帯）は、6歳未満世帯員のいる一般世帯の4.0%、18歳未満世帯員のいる一般世帯の10.4%という状況です。

■こどものいる世帯の構成（令和2年）

	6歳未満世帯員の いる一般世帯		18歳未満世帯員の いる一般世帯	
全体	1,093	100.0%	3,257	100.0%
親族のみ世帯	1,083	99.1%	3,227	99.1%
核家族世帯	763	69.8%	2,287	70.2%
夫婦とこどもから成る世帯	720	65.9%	1,948	59.8%
男親とこどもから成る世帯	3	0.3%	49	1.5%
女親とこどもから成る世帯	40	3.7%	290	8.9%
核家族以外の世帯	320	29.3%	940	28.9%
非親族を含む世帯	10	0.9%	30	0.9%

資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

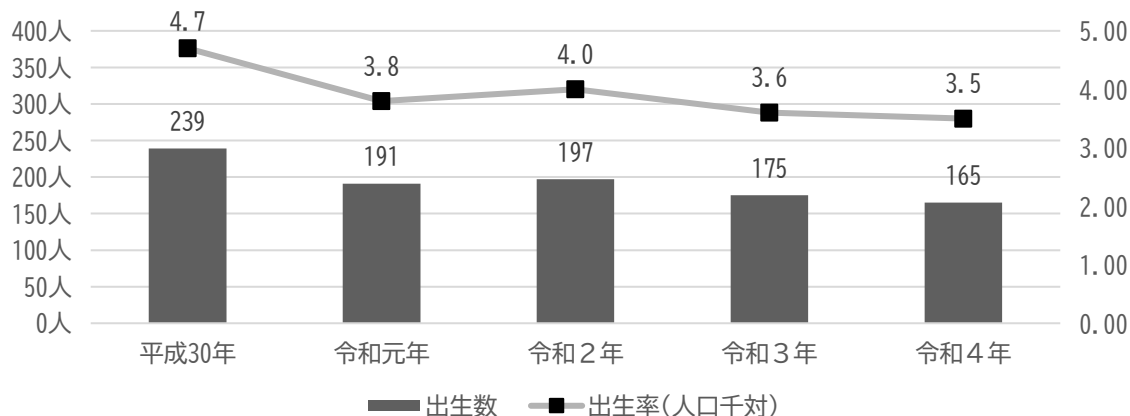
(4) 人口動態

本市の出生数は、令和4年が165人と概ね減少傾向で推移しており、出生率（人口千対）も概ね低下傾向です。

また、婚姻数は、平成30年、令和元年の150組前後から令和2年以降急減しており、コロナ禍の影響がうかがえます。

合計特殊出生率は、令和4年が0.92と1を下回る状況となっており、千葉県や千葉縣市部を下回る水準で推移しています。

■出生数及び出生率（人口千対）の推移



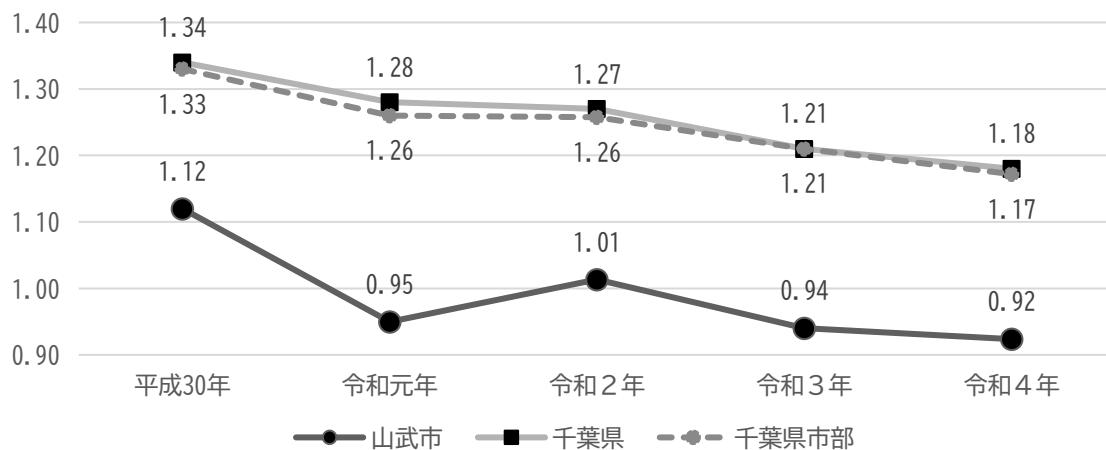
資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

■出生数及び出生率（人口千対）等の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数	239	191	197	175	165
出生率(人口千対)	4.7	3.8	4.0	3.6	3.5
婚姻数	156	149	109	116	120
離婚数	86	91	66	68	59

資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

■合計特殊出生率の推移と比較

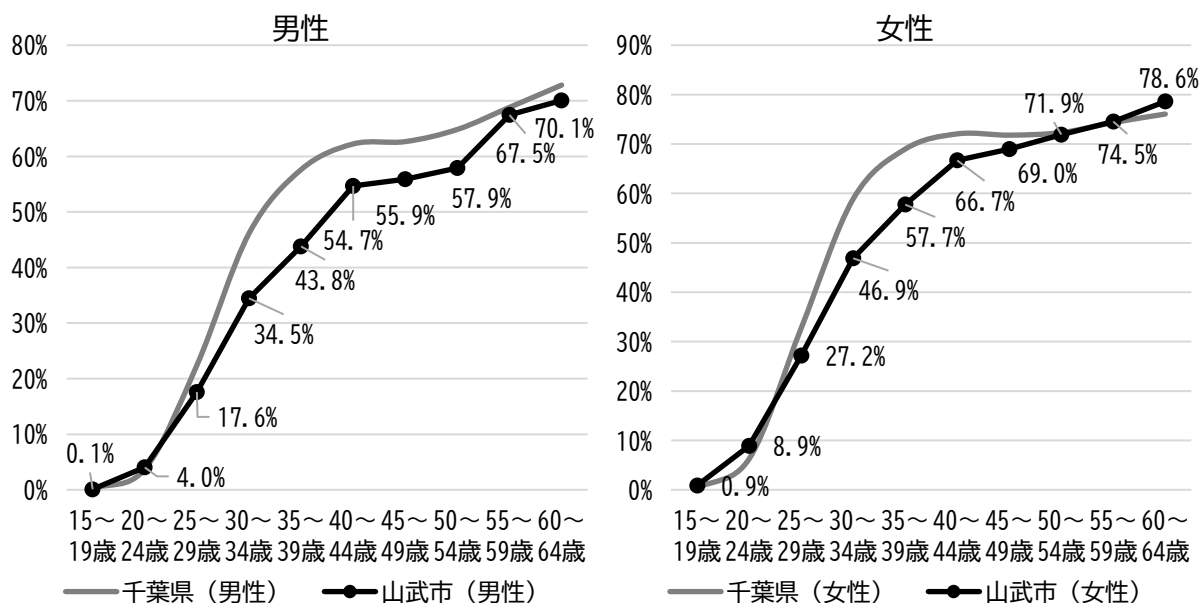


資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

(5) 有配偶率

本市の有配偶率は、男女ともに多くの年齢区分で千葉県の水準を下回っている状況です。

■年齢区分別有配偶率の比較（令和2年）

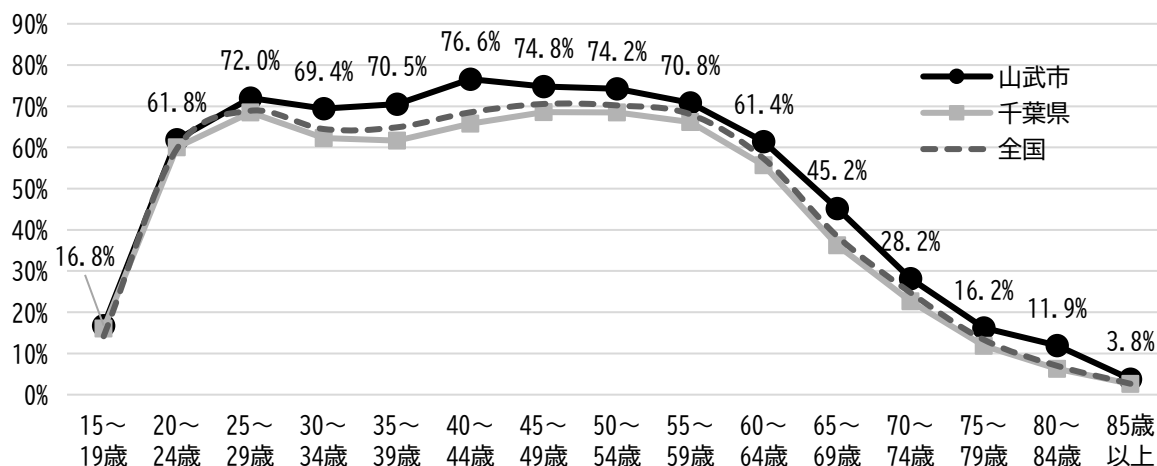


資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

(6) 女性の就業率

本市の女性の就業率は、全国及び千葉県と比較して高い傾向が見られ、特に30歳前半から40歳代後半にかけての就業率が高く、出産期から子育て期において、仕事と子育ての両立を支援する施策・事業を推進していく必要があります。

■女性の就業率の比較（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

(7) 市内のこども園・幼稚園・保育園等の設置状況

令和6年度現在、市内のこども園・幼稚園・保育園等の設置状況は次のとおりです。

■市内のこども園・幼稚園・保育園等（令和6年度現在）

区分	名称	住所
こども園	山武市立なるとうこども園	山武市成東 210 番地 3
	山武市立なんごうこども園	山武市上横地 887 番地 1
	山武市立しらはたこども園	山武市白幡 1919 番地
	山武市立まつおこども園	山武市松尾町金尾 441 番地
	山武市立おおひらこども園	山武市松尾町広根 1182 番地 1
幼稚園	山武市立日向幼稚園	山武市雨坪 12 番地
保育園	社会福祉法人 日向保育園	山武市椎崎 1331 番地 1
	社会福祉法人 若杉保育園	山武市横田 172 番地 1
	社会福祉法人 蓮沼保育園	山武市蓮沼ハの 1033 番地 3
小規模保育事業	五反田こどもの家	山武市松尾町五反田 2976 番地
家庭的保育事業	キッズアップ	山武市成東 215 番地 29

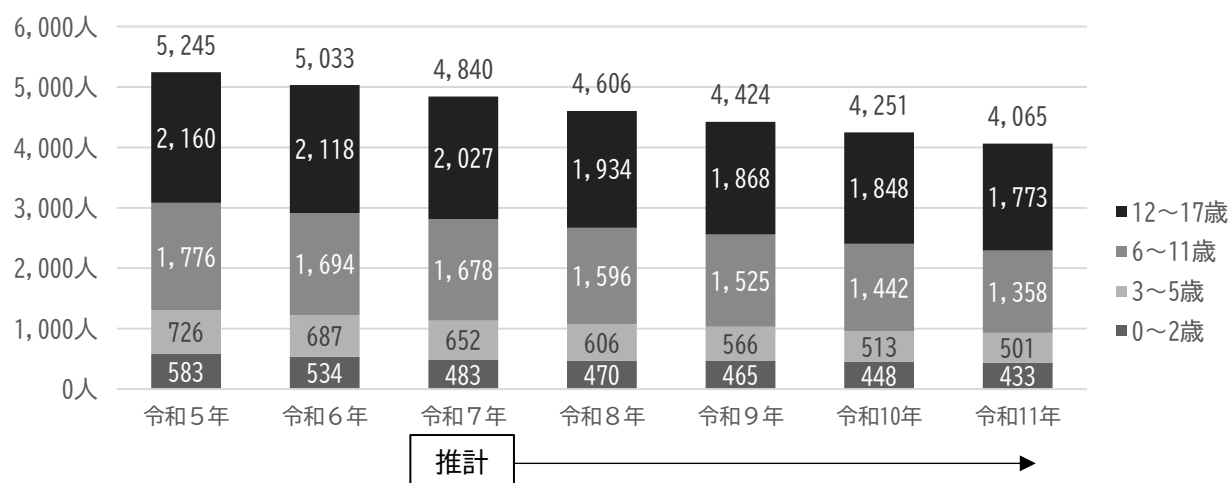
資料：市担当課資料

2 児童人口の推計

18歳未満の児童人口全体では、令和11年には4,000人近くまで減少し、令和6年比で900人以上の減少を見込んでいます。

また、いずれの年齢区分も減少傾向で推移する見通しとなっています。

■年齢区分別児童人口の推移



資料：令和5年及び令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

【推計方法】

◇平成31年から令和6年の住民基本台帳（各年4月1日時点）における男女別・各歳別の実績人口の動静から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における15～49歳の女性人口に女性子ども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。

※推計に使用した女性子ども比：平成31年から令和6年の各年における女性子ども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性子ども比とした。15～49歳の女性人口と0歳人口との比を女性子ども比として算出。

3 ニーズ調査結果

〈令和5年度「山武市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」から主な調査結果を抜粋し、素案に記載予定です。〉

4 子ども・子育て支援の課題

〈第2期計画の進捗状況やニーズ調査結果を踏まえた第3期計画の課題を整理し、素案に記載予定です。〉

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

国のこども大綱は、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

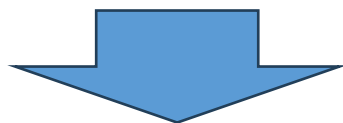
国のこども施策に関する大綱	目指す社会
こども大綱	「こどもまんなか社会」 ～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

市の上位計画である第3次山武市総合計画（令和5年度～8年度）では、本計画に関連する施策の目指す姿を次のとおり定めています。

施策	目指す姿
子育ての支援	子育て環境が整っており、安心して産み、育てることができます。
地域福祉の充実とセーフティネットの推進	地域での相互扶助や公的支援により安心して暮らすことができます。
人権尊重のまちづくり	誰もが基本的人権が守られる地域社会になります。あらゆる分野で男女が対等に参画している社会になっています。

第2期山武市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）では、基本理念を次のとおり定めています。

現計画	基本理念
第2期山武市子ども・子育て支援事業計画	次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ



新たな基本理念（案）

こどもと子育ての幸せ・安心を地域ではぐくみ、ささえる “こどもまんなか” のまち さんむ

2 基本視点

市全体で次世代育成・子育て支援を推進していくなかで、次の視点を重視して各種施策・取り組みの展開を図ります。

■視点1：こどもが権利の主体であるという視点

すべてのこどもの人としての権利や自由を尊重し、こどもに対する保護と援助を促進することが基本です。これを踏まえ、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

そして、こどもの各成長過程での心身の健全な発達を支援し、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができるとともに、いきいきと育つことのできる環境の整備を目指します。

あわせて、こどもの成長過程のなかで、家族の役割の大切さの啓発、こどもの健全育成も含め、次代を担う人づくりの視点を取り入れて取り組んでいきます。

■視点2：こどもの安全・安心を保障する視点

虐待やいじめ、暴力、災害・事故などからこどもが守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることがないように、安全と安心が保障される環境づくりや支援体制づくりを図ります。

■視点3：親子のきずなや親としての成長を支える視点

こどもや子育てに関わることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことを基本的な考え方として、支援に取り組んでいきます。

また、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指します。

■視点4：多様化するニーズへ対応する視点

子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により変化してきており、教育・保育等のニーズも多様化しています。

このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、サービス提供体制の確保と人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めていきます。

■視点5：地域がこどもの成長と子育てに関わる視点

地域社会のあらゆる分野における全ての構成員がこどもと保護者に寄り添い、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たしていくための環境づくりを進めます。

3 基本目標

基本的な視点を踏まえて、次の4つの基本目標を掲げます。

■基本目標1：こども・親・家庭への包括的な支援

全てのこども・親・家庭を切れ目なく支援する環境づくり

妊娠前から妊娠期、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各ライフステージに応じた支援を基本とし、親子の健康やこどもの健やかな成長を切れ目なく支援するとともに、身近に相談相手がない親・家庭を切れ目なく支援することができるよう、相談支援や情報提供の充実、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進を図ります。

■基本目標2：こどもへの支援

次代を担うこども一人ひとりが心豊かにたくましく育つことのできる環境づくり

子育てのための支援、こどもの人権の尊重、専門的な知識及び技術を要する支援の推進を基本とし、具体的には幼児期・学童期の教育・保育の充実、放課後等のこどもの居場所づくり、児童の健全育成、こどもの健康の確保、児童虐待の防止と早期発見・早期支援、障がい児及び医療的ケア児への施策の充実、外国につながるこどもへの支援の充実等を図っていきます。

■基本目標3：親・家庭への支援

保護者一人ひとりが安心してこどもを育てられる環境づくり

安定した家庭生活に向けた支援を基本とし、次代の親の育成と家庭における教育力の向上につながる取り組みの推進とともに、ひとり親家庭など生活が困難な状況にある家庭の自立支援、子育て家庭の経済的支援を図っていきます。

■基本目標4：地域・社会全体での支援

こどもと子育てを支援する地域社会づくり

地域社会全体でこどもと子育てを支援する生活環境を整備していくことを基本とし、良好な住環境の確保、安全・安心なまちづくりの推進、地域コミュニティによる子育て支援の充実、多様な働き方の実現と働き方改革の推進を図っていきます。

4 施策の体系

基本理念	こどもと子育ての幸せ・安心を地域ではぐくみ、ささえる “こどもまんなか”のまち さんむ	
基本目標	基本施策	施策
基本目標1：こども・親・家庭への包括的な支援 ～全てのこども・親・家庭を切れ目なく支援する環境づくり～	(1) 相談支援機能の一体化と情報提供体制の充実 (2) 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進	施策は現在検討中であり、次回会議で提示予定
基本目標2：こどもへの支援 ～次代を担うこども一人ひとりが心豊かにたくましく育つことのできる環境づくり～	(1) こどもの人権の尊重と支援を必要とするこどもへの支援 (2) こどもの成長・発育にあった健康づくり (3) 教育・保育サービスの推進	
基本目標3：親・家庭への支援 ～保護者一人ひとりが安心してこどもを育てられる環境づくり～	(1) 家庭と地域の教育力の向上 (2) 子育て家庭の経済的支援の推進	
基本目標4：地域・社会全体での支援 ～こどもと子育てを支援する地域社会づくり～	(1) 安心して子育てできるまちづくりの推進 (2) 仕事と家庭生活の両立支援	

第4章 基本施策の展開

〈現在各課にお願いしている設定シートをもとに作成し、素案に記載予定です。〉

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

〈国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）等を踏まえて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等について、計画期間における量の見込み（需要量）と確保方策（実施時期や実施体制等）を取りまとめて、素案に記載予定です。〉

第6章 計画の推進

〈本計画の推進体制を取りまとめて、素案に記載予定です。〉

資料編

〈下記の参考資料のほか、本計画の策定経過等を取りまとめて、素案に記載予定です。〉

〈参考資料〉国の法改正等の動向

参考１ こども基本法（令和４年法律第 77 号）の概要

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

〈6つの基本理念〉

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

参考２ こども大綱（令和５年 12 月 22 日閣議決定）の概要

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後５年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

〈6つの基本的な方針〉

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

参考3 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	● 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。 ● この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。 ● 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。	
(2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置づけ	①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ● 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等
	②児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）	● 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ● 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ● 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
(3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充	①子育て短期支援事業	● 保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ● 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	②一時預かり事業	● 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

資料：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等

参考4 こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」の概要

全ての子ども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育を推進していくための総合的な対策を推進していくこととされており、「加速化プラン」は今後3年間の集中的な取組のことであります。

全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に向けた、具体的な施策の概要は次のとおりです。

具体的な施策	概要
（１）妊娠期からの切れ目のない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～	● 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化する。 ● 産後ケア事業について、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める。
（２）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～	● 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。 ● 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
（３）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～	● 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。 ● 2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付とする。
（４）新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～	● 受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）の目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組む。 ● 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを行う。
（５）多様な支援ニーズへの対応 ～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～	● こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。 ● 改正児童福祉法による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。 ● 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

資料：内閣官房「こども未来戦略」（令和5年12月22日）

参考5 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する2つの施策（こども誰でも通園制度の創設、産後ケア事業の提供体制の整備）について、その概要は次のとおりです。

◆こども誰でも通園制度の概要

	概要
対象となる子ども	● 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象 ● 認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象 ● 企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外
実施場所	● 認定こども園、幼稚園、保育園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	● 定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない ● 実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない ● 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する ● 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する

資料：こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱案 概要

◆産後ケア事業の概要

	概要	
根拠法等	● 母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた。	
目的	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	
対象者	● 産後ケアを必要とする者	
内容	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）	
実施方法等	（１）宿泊型	病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
	（２）デイサービス型	個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
	（３）アウトリーチ型	実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

資料：こども家庭庁「産後ケア事業について」

第3期山武市子ども・子育て支援事業計画【骨子案】

令和6年10月 山武市